

参考2

若者雇用対策の概要について

若者雇用対策の概要について

(1) 学生・新規学卒者に対する支援(職業意識形成・就職支援)

学生

小、中、高校

- ▶ 企業人等を講師として学校に派遣し、職業や産業の実態、働くことの意義、職業生活等に関して生徒に理解させ、自ら考えさせるキャリア探索プログラムを実施

新規学卒者

高校

※ハローワークの「若年者ジョブサポーター」が、高校に出向き、職場見学から個別就職相談、就職面接会の開催、職場定着までの一貫した就職支援を実施。



高校生を求人企業に引率

大学、短大、専門学校等

- ▶ 全国に、六本木ジョブパークなど、大学生等向けの就職支援施設を配置し、職業相談・職業適性検査、全国の大卒求人情報の発信、セミナーや就職面接会の開催等を実施
- ▶ 大学就職部の担当者に対し、就職支援のノウハウに関するセミナーを開催



大卒未内定者向けのセミナー

未就職卒業生

- ▶ ハローワークにおいて、トライアル雇用を実施
※未就職卒業生など若年求職者を、3ヵ月間試行的に雇用する企業に対し、その間助成金を支給。

* 試行雇用開始者数:約4.4万人、常用雇用移行率:80.0%(平成16年度実績)
約5.1万人、常用雇用移行率:80.0%(平成17年度実績)

(2)フリーターやニート等に対する支援

ジョブカフェによる就職支援

- 都道府県が、地域の企業や学校と連携・協力の下、
 - ・ 若年者に対する職業等の情報提供
 - ・ 職場体験の機会の提供
 - ・ 各種就職支援サービス等をワンストップで行う「ジョブカフェ」を整備。

実施
状況

- ◇ 平成18年7月末現在**46都道府県（94カ所）**で開設、**39都道府県**でハローワークを併設
- ◇ 平成18年3月までの累計で**延べ約272万人**が利用、**約14.2万人**が就職



大阪府のジョブカフェ

日本版デュアルシステム

- 企業における実習と教育訓練機関における座学を並行して行うことにより一人前の職業人を育成する実務・教育連結型人材育成システム。

実施
状況

- ◇ 短期訓練（標準5か月） **約2万6千5百人**が受講（平成17年度）
就職率72.0%（平成17年度）
（従前の座学のみ**の若年者委託訓練（平成15年度）：60.5%**）
- ◇ 長期訓練（1～2年） **17年度28都道府県47施設57コース（626人）**で実施



公共職業能力開発施設や専門学校等で、必要な知識を習得



並行的に実施



企業で、実践力を養成

フリーター25万人常用雇用化プラン（平成18年4月開始）

【目標値】

○ジョブカフェ等による就職支援（ジョブカフェ：46都道府県94カ所設置（平成18年7月現在））

就職者数 5.7万人

○トライアル雇用による就職支援

就職者数 4.2万人

○日本版デュアルシステム等実践的な能力開発の実施

就職者数 2.4万人

○ハローワークによるフリーター常用就職支援事業

就職者数 12.7万人（※）

フリーター向けの窓口を設け、常用就職に向けたセミナーや合同選考会の開催、専任職員による一対一の相談・助言、求人開拓、職業紹介、就職後の職場定着指導等、常用雇用化のための一貫した支援を実施。

※ 各種事業との重複調整後のもの。



ハローワークに設置されたフリーター向けの窓口での相談風景

フリーター20万人常用雇用化プラン（17年5月～18年4月）は、22.5万人の常用雇用を実現（速報値）

「若者自立塾」事業の推進

- 合宿形式による集団生活の中での生活訓練、労働体験等を通じて、職業人、社会人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成
 - 働く自信と意欲の付与
- 民間事業者、NPO等により、平成17年度から全国20カ所で実施
 - 平成18年度は新たに5カ所を選定し、全国25カ所で実施
- 修了者数504名のうち270名が就労（平成18年7月1日現在）

若者自立塾



若者自立塾での活動風景

地域の相談体制充実等によるニート対策の強化（平成18年度新規）

- ニート等の若者の自立を支援するため、地方自治体との協働により「地域若者サポートステーション」を設置（平成18年度 25か所）
- 若者の置かれた状況に応じた専門的な相談や職業意識啓発プログラムの実施、地域におけるネットワークの中核として各支援機関への適切な誘導の実施

